

財務省第5入札等監視委員会
令和7事務年度 第3回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和8年4月14日 東京港湾合同庁舎6階 特別会議室(2)	
委員	委員長 鈴木 昌治 (鈴木昌治公認会計士事務所・公認会計士) 委員 尾形 祥 (早稲田大学・教授) 委員 星 大介 (東京八丁堀法律事務所・弁護士)	
審議対象期間	令和7年10月1日(水)～令和7年12月31日(水) (横浜税関については、審議対象期間における実績僅少のため、令和7年4月1日(火)～令和7年12月31日(水)を対象期間とした。)	
抽出事案	4件	(備考)
1	一般競争入札 (物品役務等)	1件 契約件名：デジタル・フォレンジック用機器等の調達 一式 契約相手方：富士電機ITソリューション株式会社 (法人番号9010001087242) 契約金額：17,902,500円 契約締結日：令和7年10月9日 担当部局：東京税関
2	一般競争入札 (物品役務等)	1件 契約件名：鹿島港浮栈橋曳航業務 一式 契約相手方：株式会社マサキマリン (法人番号9120001170813) 契約金額：12,540,000円 契約締結日：令和7年4月1日 担当部局：横浜税関
3	一般競争入札 (物品役務等)	1件 契約件名：東京港湾合同庁舎入退館システムセンター装置更新 一式 契約相手方：株式会社NTTデータ・アイ (法人番号2011101056358) 契約金額：16,683,480円 契約締結日：令和7年10月6日 担当部局：東京税関
4	一般競争入札 (物品役務等)	1件 契約件名：コンテナ貨物大型X線検査装置の調達 一式 契約相手方：株式会社IHI検査計測 (法人番号4010701000913) 株式会社IHIファイナンスサポート (法人番号4010001124611) 契約金額：742,277,800円 契約締結日：令和7年4月1日 担当部局：横浜税関
応札(応募)業者数 1者関連	4件	契約件名：デジタル・フォレンジック用機器等の調達 一式 契約件名：鹿島港浮栈橋曳航業務 一式 契約件名：東京港湾合同庁舎入退館システムセンター装置更新 一式 契約件名：コンテナ貨物大型X線検査装置の調達 一式
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：デジタル・フォレンジック用機器等の調達 一式 契約相手方：富士電機ITソリューション株式会社 (法人番号9010001087242) 契約金額：17,902,500円 契約締結日：令和7年10月9日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因</p> <p>《委員からの質問・意見》 パソコンの耐用年数は何年になるのでしょうか。</p> <p>2者から見積を取得したとのことですが、それ以外の者から見積は取得されなかったのでしょうか。</p> <p>デジタル・フォレンジックは税関業務においてどのように活かされているのでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 本調達は、デジタル・フォレンジック（※）を行う上で必要となる高性能パソコン等の調達を目的としております。現在配備されている端末は耐用年数が経過しており、処理速度も遅いことに加え、調査担当の部門数に比して台数が不足している等の理由により、業務に支障が出ていることから調達するものとなります。</p> <p>（※）デジタル・フォレンジックとは、犯罪立証のため、パソコンやスマートフォンに残された電磁的記録を解析する技術およびその手続きを指し、デジタル鑑識とも言われ、多くの捜査機関において導入されているもの。</p> <p>落札者を含む2者から見積を取得しましたが、落札者でない業者においては、他の業務の履行状況との兼ね合いから応札しなかったのではないかと思料されます。</p> <p>《担当部局からの回答》 パソコンの耐用年数は5年です。</p> <p>その他4者に見積依頼を行いました。一部製品の取り扱いがない等の理由により、見積を取得することはできませんでした。</p> <p>押収したスマートフォン等からデータを抽出・解析し、以後の捜査や関係各所への有用な情報提供等に活かしております。</p>

意見・質問	回答
<p>デジタル・フォレンジック用機器等の調達は、前回はいつ実施されたのでしょうか。</p> <p>今回調達したパソコン等は各所に配備され、有効に活用されているという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>解析用端末はデスクトップパソコン、精査用端末はモバイルパソコンとなっておりますが、その違いは何でしょうか。</p> <p>耐用年数が経過したパソコン等を廃棄する際はデータ消去をされるかと思いますが、どのように行うのでしょうか。</p> <p>今後も同様の調達は随時実施されるかと思いますが、どのような対応を考えていらっしゃいますでしょうか。</p>	<p>令和6年度にも入札を実施しておりますが、当時は今回より調達品目が少なく、金額規模も小さいものでした。</p> <p>ご認識のとおりです。</p> <p>解析用端末はスマートフォン等から抽出したデータを解析するためのものであり、精査用端末は担当職員が解析結果を閲覧するためのものであるため、用途が異なっております。</p> <p>廃棄時には、物理的に破壊する方法でデータ消去を行います。</p> <p>パソコンの性能や解析技術等は日々進化しておりますので、それらを踏まえ、柔軟に対応することが必要と考えます。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：鹿島港浮棧橋曳航業務 一式 契約相手方：株式会社マサキマリン (法人番号9120001170813) 契約金額：12,540,000円 契約締結日：令和7年4月1日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因</p> <p>《委員からの質問・意見》 新規で浮棧橋を建造するより、既設の浮棧橋を運搬したほうが費用面で安いのでしょうか。</p> <p>浮棧橋の曳航より先に監視艇「たいかい」が門司に到着していたと思われませんが、そこに係留していたのでしょうか。</p> <p>入札の参加資格が「関東・甲信越地域」となっていますが、当該地域の業者に限られるのでしょうか。</p> <p>1者応札となったことについて、過去に類似事例がないことが主な要因でしょうか。</p> <p>監視艇「たいかい」を門司へ移管した理由を教えてください。</p> <p>1者応札にしては落札率が低いように感じられますが、その要因はありますか。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 監視艇「たいかい」の門司への配備替えに伴い、鹿島港にて係留用に使用していた浮棧橋の門司港への曳航業務を行うものです。</p> <p>本件については、以下の理由により1者応札になったと思料されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「浮棧橋の曳航」という特殊な作業であったこと ○長距離の航行（鹿島港～門司港）かつ天候に左右される作業であったため、長期間の対応となる可能性があったこと <p>《担当部局からの回答》 新規で建造にかかる設計費や工事費を考慮すると、既設浮棧橋を運搬したほうが安価になります。</p> <p>門司税関の棧橋に係留スペースを用意いただき、そこに係留していました。</p> <p>他の地域の業者であっても、「関東・甲信越地域」の資格を有していれば入札に参加することができます。</p> <p>ご認識のとおりです。また、長距離及び長期間にわたる作業であり、気候条件にも大きく左右されることから応札者が限られたものと思料されます。</p> <p>門司税関において、退役を迎える監視艇があったため、代替艇として移管をさせることとなりました。</p> <p>入札者は他者の入札参加状況を把握することができないため、他者の存在を意識して企業努力を行</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="245 367 794 398">曳航業務に要した日数はどの程度でしょうか。</p> <p data-bbox="245 595 711 627">落札者の参加等級は何等級でしょうか。</p>	<p data-bbox="845 277 1311 309">い、札入れを行った結果だと考えます。</p> <p data-bbox="845 367 1461 533">曳航船については、令和7年5月15日に長崎港を出港し、同年5月22日に鹿島港へ到着及び曳航開始、同年5月28日に門司への曳航業務を完了しており、全体で2週間となります。</p> <p data-bbox="871 595 1311 627">落札者の参加等級は「C」等級です。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 契約件名：東京港湾合同庁舎入退館システムセンター装置更新 一式 契約相手方：株式会社NTTデータ・アイ (法人番号2011101056358) 契約金額：16,683,480円 契約締結日：令和7年10月6日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1 者応札となった要因</p> <p>《委員からの質問・意見》 落札者はシステム保守を担っていた業者でしょうか。</p> <p>平成21年に導入したシステムということですが、相当長く使用されたということでしょうか。</p> <p>平成28年の更改時の落札者は、今回と同じ業者でしょうか。</p> <p>対応できる業者が他にいないのではと思われませんが、今回の調達に向けて何か検討していることはありますか。</p> <p>本調達はソフトウェアだけの更新でしょうか。</p> <p>機器も含めた全体の更新にはできなかったのでは</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 本調達は、平成21年に導入した入退館管理システムの一部機器の保守サポート終了に伴う機器の更改並びに、関連するソフトウェアの更改を実施するものです。</p> <p>本調達は、仕様書上メーカー指定は行っておらず、特定業者以外を排除する内容ではありませんが、既存システムの一部更新であり、既存のカードリーダーやセキュリティゲートとの連携が求められるため、既存システム取扱業者以外が応札を見送ったものと思料しております。</p> <p>《担当部局からの回答》 そのとおりです。</p> <p>平成28年にシステム更改を実施しており、それ以来の更改となります。</p> <p>別の業者です。</p> <p>次の更新の際は、機器も含めての更新を予定しており、複数者の応札が見込めると思料しております。</p> <p>サーバー機器と管理端末も更新しておりますが、金額内訳で大きいのはプログラムの構築費用となっております。</p> <p>全体の更新とすると費用が膨らむため、必要な部</p>

意見・質問	回答
<p>しょうか。</p> <p>システム更改はどのタイミングで行われるのでしょうか。</p> <p>今後は機器も含めた更新まで計画されているということでしょうか。</p> <p>サーバーを更新した後のデータはどうなるのでしょうか。</p>	<p>分のみの更新としております。</p> <p>メーカー保守が切れるタイミングで実施しております。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>データは消去します。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：コンテナ貨物大型X線検査装置の調達一式 契約相手方：株式会社IHI検査計測 (法人番号4010701000913) 株式会社IHIファイナンスサポート (法人番号4010001124611) 契約金額：742,277,800円 契約締結日：令和7年4月1日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因</p> <p>高落札率となった要因</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>南本牧埠頭はコンテナ取扱量が多く、効率的な検査体制の整備が求められています。大型X線検査装置を調達することで、貨物を非破壊かつ迅速に検査することが可能となり、密輸防止と検査時間の短縮を実現できます。これにより、貿易の円滑化と水際取締りの強化を両立できることから、検査センター新設のスケジュールに合わせて本装置を納入するものです。</p> <p>大型X線検査装置は特殊な装置であり、調達可能な者が限られます。加えて、本調達は、南本牧コンテナ検査センターの新設スケジュールに合わせ納入を行うものであり、建屋建設工事に影響が出ないように建屋建設側と、より綿密な調整を行う必要があったため、応札できる者が少なかったものと考えられます。</p> <p>大型X線検査装置は特殊な装置であり、調達可能な者が限られるうえに、要求される技術水準が高度かつ特殊であり、対応可能な事業者が限定されています。これに加え、実施に当たっては、入札段階での不明な関係業者間の調整が予定されていたため、事業者側での作業負担やリスクが増加したことから、価格競争性が低下したことに加え、複数回の入札での落札となったことにより高落札率となったものです。</p>

意見・質問	回答
<p>《委員からの質問・意見》</p> <p>賃貸借期間を23か月にしているのはなぜか教えてください。</p> <p>借入期間よりもリース期間のような表記の方が望ましいのではないのでしょうか。</p> <p>大型X線検査装置を納入可能な事業者はどの程度おりますか。</p> <p>遮へい扉は建物の一部となり、建屋側で調達することも考えられますが、機器側で調達を行う理由はありますか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>本件調達を実施した時点では、令和11年度までの予算措置であったことから、令和10年5月から令和12年3月までの23か月間の賃貸借契約を締結しました。</p> <p>一方で、当該機器は84か月間の使用を予定しているため、当該契約における賃貸借期間である23か月が経過した後は、残りの使用期間である61か月間の賃貸借契約を締結するための調達を行うこととなります。なお、23か月経過後の調達手続は、公募を実施する予定です。</p> <p>ご指摘のとおりであり、今後の調達では修正します。</p> <p>他サイトにおける調達実績を勘案すると、該当事業者は3者確認されており、いずれの事業者も「A」または「B」等級に該当します。</p> <p>コンテナ貨物大型X線検査装置は、日常使用レベルをはるかに超える高エネルギーの放射線を取り扱う装置です。このため、人体等に影響を及ぼさないよう、通常の建屋とは異なる仕様の扉を設ける必要があります。</p> <p>特に、厚みのある鉄板を用いる場合、一般的な建築資材とは調達経路が異なり、建屋側での調達とすると調達計画に影響が生じる可能性が高くなります。また、検査装置と連動して稼働する搬送装置はシステム連動の関係から機器側での調達が必要であるところ、搬送装置と遮へい扉とのサイズ・重量を適合させる必要があります。</p> <p>以上の理由から、当該扉については機器側で調達することとしました。</p>